

令和5年度 佐賀大学パートナーシップ・プロジェクトに係るFAQ

令和5年1月27日

【令和4（2022）年度分 募集要項について】

2. 今回募集する相手機関となる大学間交流協定校（相手国・地域）試行実施 に関して

Q1 募集要項では相手機関が大学間交流協定校とあるが、部局間協定校は対象となるか

A1. 令和4年度は試行実施のため、申請する段階で既に大学間交流協定校であることが必要です。

Q2. 現在協定を締結していないが、将来大学間協定（又は部局間協定）の締結を考えている機関は対象となるか

A2. A1のとおりとなります。

Q3. 連携相手となる大学について、2校以上の大学が参加することは可能か

A3. 本事業の趣旨と戦略（本学との同様の規模・性格の国外地方中核大学で双方の学生派遣・受入の熱量があり、教育・研究交流によるシナジー効果が相当程度見込まれる相手機関との国際交流を重点的に取り組みこと）を踏まえ、令和4年度は1校を選択して申請ください。

3. 支援期間 に関して

Q4. 複数年でのプロジェクトを計画しているが、令和5年度にも同様の支援は募集されるか

A4. 令和4年度のみとなります。ただし令和5年度は別途検討する予定です。

4. 申請者・実施者 に関して

Q 5. 学生を本プロジェクトの研究・調査のため現地へ随行させたい。この場合、本プロジェクトの経費から学生の旅費を支出できるか

A 5. 本プロジェクトの推進のため、真に必要な場合であれば、必要最小限の学生をプロジェクトグループのメンバーとして同行可能です。この場合、教員と同様、出張依頼の手続きが必要です。ただし、当該学生は、併せて特別奨励金給付に申請することはできません。

Q 6. 鹿児島大学大学院連合農学研究科の学生は特別奨励金給付の対象となるか

A 6. 本事業は、本学と相手大学との協定に基づき学生を派遣するものですので、鹿児島大学の学生である大学院連合農学研究科の学生は対象となりません。

Q 7. 鹿児島大学大学院連合農学研究科の学生を本プロジェクトの研究・調査のため現地へ随行させたい。この場合、本プロジェクトの経費から学生の旅費を支出できるか

A 7. 本プロジェクトの推進のため、真に必要な場合であれば、鹿児島大学大学院連合農学研究科の学生であってもプロジェクトグループのメンバーとして随行可能です。この場合、教員と同様、出張の手続きを取っていただきます。

Q 8. 留学生を本プロジェクトの研究・調査のため現地へ随行させたい。この場合、本プロジェクトの経費から学生の旅費を支出できるか

A 8. A5 のとおりです。

Q 9. 学生の安全確保の観点から、海外渡航前に、帯同学生が個人負担で行った予防接種に係る費用を措置することは可能か。

A 9. 本経費からの支出はできません。

6. 種別と取組 に関して

Q10. 研究と教育を一体的に行うプロジェクトを計画したいが、必ず A・B のどちらかで申請しなければならないか

A10. 令和4年度の申請において、より重点を置く方を選択して下さい。

7. 取組要件 に関して

Q11. 令和4年度の募集について、採択から実施までの期間が短いですが、令和4年度中に本事業の成果を出すことは必須か

A11. 令和4年度の取り組みに関しては、取り組み要件を満たすこととし、将来的に成果の蓄積が期待できる取り組みとします。

10. 支給経費（予定） に関して

Q12. 学生を特別奨励金給付者として派遣したいが、渡航費 100,000 円では不足するため、本プロジェクトの経費から不足分を補填することは可能か

A12. 本事業費から補填することはできません。

【佐賀大学学生特別奨励金給付要領について】

2. 被推薦者資格に関して

Q13. 被推薦者資格の水準が高いため、該当する学生が少ないように思われるが、必ずしも全ての条件に当てはまらなければいけないか。

A13. 被推薦者は全ての資格条件に当てはまる必要があります。本奨励金は戦略的 PS プロジェクトに基づく高度な国際共同教育・研究を促進することを目的としているため、既存の奨励金等の給付対象者水準より高い水準を設けています。各部局のプログラム等への参加する学生等につきましては、既存の支援の枠組みへの申請をお願いします。（国際交流推進センター部局プログラム支援, JASSO 海外留学支援制度, トビタテ留学 JAPAN 等）

Q14. 被推薦者資格の（3）の国際会議論文や作品制作発表とはどのようなものが想定されるか。

A14. 国際的な会議、学会での論文発表が想定されます。芸術表現及びデザイン分野の学生については、国際的な展覧会や発表会での作品発表が想定されています。先述の成果を見込める可能性が低い場合は、Q.17 同様、既存の支援の枠組みへの申請をお願いいたします。

4. 給付する金額に関して

Q15. 研究奨励金について、上限2月間とあるが、3月から4月の渡航の場合でも2月間支給されるのか

A15. 本奨励金については、令和4年度予算にて措置されるものであるため、4月以降の滞在について奨励金の支給はできません。(3月渡航の場合でも、3月中の派遣先での活動期間が8日未満である場合は支給されません。)

Q16. 奨励金給付の対象となる学生活動の期間に最小期間はあるか

A16. 期間の制定はありませんが、派遣先での活動の成果を十分に出すことができる期間での派遣が想定されます。奨励金の給付は8日以上派遣先での活動期間が対象となります。

Q17. 非推薦者が他奨励金等の受給が決定している場合でも、本奨励金に推薦は可能か

A17. 可能です。本奨励金推薦書に給付の有無等を記載してください。ただし、PS相手期間等から同種の奨励金等を受給する(している)場合には支給しない又は、減額となる可能性があります。

10. 活動の変更又は中止に関して

Q18. 派遣後に派遣先での研究に延長が必要となった場合は派遣期間の延長可能か

A18. 可能です。ただし、ただし支給対象期間は令和4年度内に限ります。

Q19. 渡航後の成果の提出ができない場合、奨励金の返還は必要か

A19. 返還は必要ありませんが、期限の帰国後1年を超えても何らかの成果物を提出してください。(場合によっては、帰国後1年以内の期限を超えても構いません。)

11. 活動実績報告書の提出に関して

Q20. 修士2年次に派遣し、令和5年度から他大学博士課程に進学した場合、論文等の成果は佐賀大学以外から発表となるが、派遣は可能か

A20. 可能です。派遣時に佐賀大学の正規生であれば派遣できます。